

〔注〕昭和53年から改正経過を注記した。

改正

昭和48年3月31日規則第15号

昭和48年10月1日規則第36号

昭和51年3月26日規則第5号

昭和53年3月25日規則第11号

昭和56年11月30日規則第42号

昭和58年3月24日規則第7号

昭和62年3月31日規則第21号

平成元年3月25日規則第6号

平成元年5月31日規則第37号

平成3年4月1日規則第32号

平成4年10月8日規則第52号

平成6年3月30日規則第16号

平成7年12月27日規則第70号

平成9年7月25日規則第52号

平成10年9月28日規則第65号

平成11年1月22日規則第3号

平成11年12月1日規則第67号

平成16年2月27日規則第6号

平成16年7月12日規則第48号

平成16年12月13日規則第70号

平成20年1月31日規則第3号

平成22年3月25日規則第14号

平成23年3月25日規則第25号

平成28年3月31日東京都板橋区規則第79号

東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則

題名改正〔昭和58年規則7号・平成16年48号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区立グリーンホール条例（昭和44年3月板橋区条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和58年規則7号・平成16年48号〕

(利用の手続)

第2条 条例第7条の規定により、グリーンホールの施設を利用しようとする者は、利用申請書（別記第1号様式）を施設管理者（条例第15条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）がグリーンホールの管理を行う場合にあつては当該指定管理者、区長がグリーンホールの管理を行う場合にあつては区長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項に定める利用申請の受付期間は、施設及び利用申請者の区分に応じた別表第1に定める期間とする。ただし、施設管理者は、利用する施設、利用する形態等が施設の管理運営上支障がないと認めるときは施設管理者が別に定める日まで利用申請を受け付けることができる。

3 利用申請の受付の際2以上の申請者があるときは、抽選によりその申請の順序を定めてこれを受け付ける。ただし、施設管理者は、区長が申請に係る施設を利用させることが区の行政目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該申請を他の申請より先に受け付けるものとする。

一部改正〔昭和58年規則7号・62年21号・平成11年3号・16年48号・22年14号〕

(利用承認)

第3条 施設管理者は、前条の規定による利用申請書を受理したときは、その適否を審査のうえ承認する者に対し、利用承認書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

2 利用承認は、申請の順序に従つて定める。

3 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設を利用する際に第1項に定める利用承認書を提出しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則21号・平成22年14号〕

(利用時間等)

第4条 施設の利用時間は、承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 条例別表に規定する各利用区分の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げて施設を利用しようとする者は、利用変更等申請書（別記第3号様式）を施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 施設管理者は、前項の利用を承認したときは、利用変更等承認書（別記第4号様式）を申請者に交付する。

一部改正〔昭和62年規則21号・平成10年65号・22年14号〕

（使用料の納付）

第4条の2 使用料（指定管理者によりグリーンホールの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）は、利用承認書の交付を受ける際に納付しなければならない。

2 施設管理者は、利用者が板橋区（以下「区」という。）の後援を得ようとするときは、その申立てにより使用料の100分の50相当額を納付させて、残額の納付を利用日の10日前の日まで猶予することができる。

追加〔平成11年規則3号〕、一部改正〔平成22年規則14号〕

（付帯設備使用料）

第5条 条例第8条第2項に規定する付帯設備の使用料は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔昭和58年規則7号・62年21号・平成22年14号〕

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定に基づき使用料（付帯設備に係る使用料を除く。）を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1） 区が行政目的のため利用する場合 免除
- （2） 区以外の官公署が行政目的のため利用する場合 5割相当額
- （3） 区立学校が教育目的のため利用する場合 5割相当額
- （4） 公共的団体（区長が認定したものに限る。）が区の後援を得て区民の芸術文化の振興及び福祉の向上の目的のため利用する場合 5割相当額
- （5） 公共的団体（区長が認定したものに限る。）が公共又は公益的目的のため利用する場合 3割相当額
- （6） 区内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（区立学校及び幼稚園を除く。）が教育目的のため利用する場合 3割相当額
- （7） その他区長が必要と認める場合 区長がその都度定める額

2 前項第1号に該当する場合は、前条に規定する付帯設備使用料を免除する。

3 第1項の規定は、条例別表備考第2号の規定により使用料が割増しとなる場合は、適用しない。

4 第1項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、あらかじめ減免申請書（別記第5号様式）を施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 施設管理者は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、減額又は免除の事由を証明すべき書類の提示を求めることができる。

一部改正〔昭和56年規則42号・58年7号・62年21号・平成元年6号・4年52号・7年70号・11年3号・67号・22年14号〕

(割増使用料非徴収事由)

第6条の2 条例別表備考第2号ただし書の区規則で定める事由に該当する場合は、次のとおりとする。

(1) 主として演劇、演芸、音楽その他の興行を催す場合又は講演、講座、講習等を催す場合で入場料が5,000円以下のとき。

(2) 主として映画を上映する場合で入場料が1,500円以下のとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合

追加〔平成元年規則6号〕、一部改正〔平成11年規則67号〕

(使用料の還付)

第7条 条例第8条第3項ただし書の規定により、使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。 全額

(2) 条例第12条第4号または第5号の規定によるとき。 全額

(3) 利用日の10日前の日までに利用の取消しを申し出た場合で相当の理由があると認めるとき。

5割相当額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、還付請求書(別記第6号様式)に利用承認書を添えて施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔昭和58年規則7号・62年21号・平成4年52号・11年3号・20年3号・22年14号〕

(利用承認の変更)

第8条 利用者は、第3条第1項の承認書の記載事項の内容を変更しようとするときは、利用変更等申請書(別記第3号様式)を施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 施設管理者は、前項の変更を承認したときは、利用変更等承認書(別記第4号様式)を申請者に交付する。

追加〔昭和62年規則21号〕、一部改正〔平成3年規則32号・10年65号・22年14号〕

(利用承認の取消)

第9条 条例第12条の規定による利用承認の取消しは、利用承認取消通知書(別記第9号様式)により行なう。

一部改正〔昭和58年規則7号・62年21号〕

(利用者の責務)

第10条 利用者は、施設管理者がグリーンホールの管理上必要な指示をしたときは、これに従って利用しなければならない。

全部改正〔昭和62年規則21号〕、一部改正〔平成16年規則48号・22年14号〕

(指定管理者の公募)

第11条 条例第16条第1項の規定による公募は、区の広報への掲載その他適宜の方法により行うものとする。この場合において、区長は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) グリーンホールの概要
- (2) 条例第15条各号に掲げる業務の範囲及びその内容
- (3) 条例第16条第3項各号に掲げる選定の基準
- (4) グリーンホールの管理運営を行わせる期間
- (5) 第13条の規定による申請の受付期間
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 提出する書類
- (8) その他区長が必要と認める事項

追加〔平成22年規則14号〕

(公募の例外等)

第12条 条例第16条第1項ただし書に規定する特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の公募に対し、次条の規定による申請がないとき。
- (2) 第14条第1項に規定する選考の結果、条例第16条第3項に規定する最も相当と認める法人等（以下「指定管理者候補団体」という。）が存在しないとき。
- (3) 指定管理者の指定が取り消されたときその他公募をする暇がないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募を行うことができない特別な理由があると区長が認めるとき。

2 指定管理者がグリーンホールの管理を行うことができないときは、グリーンホールの管理運営業務の全部又は一部は、区長が行うものとする。

追加〔平成22年規則14号〕

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、区長が別に定める期間内に、指

定管理者指定申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) グリーンホールの管理運営に係る事業計画書
- (2) グリーンホールの管理運営に係る収支計画書
- (3) 申請をした法人その他の団体（以下「申請団体」という。）の概要、履歴、活動の実績等を記載した書類
- (4) 申請団体の経営状況を記載した書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

追加〔平成22年規則14号〕

(指定管理者の選考及び指定)

第14条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、指定管理者候補団体を選定するため、申請団体について、別に定める方法による選考を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する選考を行つたときは、指定管理者候補団体に選定した申請団体に対しては指定管理者候補団体選定通知書（別記第11号様式）によりその旨を通知し、その他の申請団体に対しては指定管理者不指定書（別記第12号様式）を交付するものとする。

3 区長は、指定管理者候補団体を東京都板橋区議会の議決を経て指定管理者に指定するときは指定管理者指定書（別記第13号様式）を、指定管理者に指定しないときは指定管理者不指定書を交付するものとする。

追加〔平成22年規則14号〕

(指定取消し等の通知)

第15条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消等通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

追加〔平成22年規則14号〕

(事業報告書等)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を区長に提出しなければならない。

2 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日の翌日から起算して30日以内に、当該年度の管理運営業務を開始した日から指定期間が満了した日又は指定を取り消された日までの間の事業報告書を区長に提出しなければならない。

3 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該年度の管理運営業務の実施状況及びグリーンホールの施設の利用状況
- (2) 当該年度の利用料金の収入状況
- (3) 当該年度の管理運営経費の収支状況
- (4) その他区長がグリーンホールの管理運営状況の実態を把握するために必要と認める事項

4 区長は、グリーンホールの管理運営の適正を期するため、第1項に規定する事業報告書のほか、当該管理運営業務の実態、経理状況等に関し、定期的若しくは臨時的に報告を求め、又は実地調査若しくは必要な指示を行うことができる。

追加〔平成22年規則14号〕

(施設管理者変更時の取扱い)

第17条 施設管理者の変更があつたときは、当該変更の日（以下「変更日」という。）前における施設管理者（以下「旧管理者」という。）に対して変更日前に行われた申請その他の行為は、変更日以後における施設管理者（以下「新管理者」という。）に対して行われたものとみなす。

2 施設管理者の変更があつたときは、旧管理者が変更日前に行つた承認その他の行為は、新管理者が行つたものとみなす。

追加〔平成22年規則14号〕

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に区長が定める。

一部改正〔昭和58年規則7号・62年21号・平成22年14号〕

付 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年3月31日規則第15号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年10月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年3月26日規則第5号)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る付帯設備使用料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和53年3月25日規則第11号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年11月30日規則第42号）

- 1 この規則は、昭和56年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産業文化会館条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和58年3月24日規則第7号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産業文化会館条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和62年3月31日規則第21号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年3月25日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成元年5月31日規則第37号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

付 則（平成3年4月1日規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則（中略）に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成4年10月8日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 東京都板橋区生活館条例施行規則（昭和40年板橋区規則第17号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成6年3月30日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成6年4月1日から

施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成7年12月27日規則第70号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

付 則（平成9年7月25日規則第52号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

付 則（平成10年9月28日規則第65号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年1月22日規則第3号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第11ホール及び会議室の利用申請の受付期間の部1階ホールの項の改正規定、2階ホールの項を削る改正規定及び会議室の項の改正規定は、同年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年12月1日規則第67号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定中「別表備考第3号」を「別表備考第2号」に改める部分及び第6条の2の改正規定中「別表備考第3号ただし書の規則」を「別表備考第2号ただし書の区規則」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年2月27日規則第6号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年9月1日から施行する。

付 則（平成16年7月12日規則第48号）

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に東京都板橋区立産文ホール条例の一部を改正する条例（平成16年板橋区条例第29号。以下「改正条例」という。）付則第2項の規定により改正条例による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例の相当規定により行われたものとみなされる施設の利用の手続その他の準備行為及び当該準備行為に使用された申請書、承認書その他の書類は、この規則による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成16年12月13日規則第70号）

この規則は、平成17年1月1日から施行し、この規則による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則別表第2の規定は、同年7月1日以後の付帯設備の利用について適用する。

付 則（平成20年1月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則の別記第1号様式から別記第6号様式までの様式は、平成20年4月1日以後の施設の利用に係る申請、承認その他の行為について適用し、同日前の施設の利用に係る申請、承認その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月25日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考第1号の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月25日規則第25号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日東京都板橋区規則第79号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

利用申請の受付期間

利用申請者	区内に住所を有する者（法人その他の団体にあつては、その事務所が区内に存するもの）及び区内に存する事務所・事業所に勤務する者	その他の者
施設		
1階ホール 2階ホール 601会議室 701会議室	利用日の6月前の日の属する月の初日から利用日の10日前の日まで	利用日の6月前の日の属する月の6日から利用日の10日前の日まで
その他の会議室	利用日の6月前の日の属する月の初日から利用日の3日前の日まで	利用日の6月前の日の属する月の6日から利用日の3日前の日まで

備考

1 受付の始期又は終期の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日又はグリーンホールの休業日（以下「休業日等」という。）に当たるときは、その日の直後又は直前の休業日等でない日をそれぞれ受付の始期又は終期の日とする。

2 付帯設備に係る利用申請は、この表に定める受付期間以後も受け付ける。

全部改正〔平成4年規則52号〕、一部改正〔平成6年規則16号・9年52号・11年3号・16年6号・22年14号〕

別表第2（第5条関係）付帯設備使用料

区分 種別	品名	利用単位	使用料	摘要
照明設備	ボーダーライト	1回	450円	
	ホリゾンライト		450円	
	第1シーリングライト		450円	
	第2シーリングライト		1,350円	
	スポットライト	1回1台	500円	
	天井式スポットライト	1回1組	300円	

	サスペンションフライダクト	1回1式	300円	
音響設備	マイクロホン	1回1本	500円	
	音響セット	1回1式	1,000円	
楽器	ピアノ	1回1台	1,500円	
映写設備	スライド映写機	1回1台	1,000円	
	ビデオプロジェクター		1,000円	
	OHP		1,000円	
その他	金屏風	1回1双	500円	
	毛せん	1回1枚	100円	
	カラオケセット	1回	1,500円	
	移動舞台	1回1式	2,000円	
	譜面台	1回1台	50円	
	姿見用鏡		200円	
	ついたて		200円	
	持込器具使用電源		1回1キロワットにつき	70円

備考

利用回数については、午前、午後及び夜間の利用区分の利用をそれぞれ1回、午前・午後及び午後・夜間の利用区分の利用をそれぞれ2回、全日の利用区分の利用を3回と算定する。

全部改正〔平成16年規則6号〕、一部改正〔平成16年規則70号・22年14号〕

別記第1号様式（第2条関係）

全部改正〔平成20年規則3号〕、一部改正〔平成22年規則14号〕

第2号様式（第3条関係）

全部改正〔平成23年規則25号〕

第3号様式（第4条、第8条関係）

全部改正〔平成20年規則3号〕、一部改正〔平成22年規則14号〕

第4号様式（第4条、第8条関係）

全部改正〔平成23年規則25号〕

第5号様式（第6条関係）

全部改正〔平成20年規則3号〕、一部改正〔平成22年規則14号〕

第6号様式（第7条関係）

全部改正〔平成20年規則3号〕、一部改正〔平成22年規則14号〕

第7号様式及び第8号様式 削除

削除〔平成10年規則65号〕

第9号様式（第9条関係）

全部改正〔平成28年規則79号〕

第10号様式（第13条関係）

追加〔平成22年規則14号〕

第11号様式（第14条関係）

追加〔平成22年規則14号〕

第12号様式（第14条関係）

追加〔平成22年規則14号〕

第13号様式（第14条関係）

追加〔平成22年規則14号〕

第14号様式（第15条関係）

全部改正〔平成28年規則79号〕